

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

この計画については、保健・医療の分野だけでなく、福祉・教育・環境・町づくりの分野等と連携し、総合的に取り組むことが必要である。そのため、計画の所管部署である住民福祉課保健センターを中心に、各関係担当課・関係機関と連携・調整を図り、施策の推進に努める。

(2) 地域との連携による推進

健康づくりは、町民一人ひとりの取り組みだけでなく、行政をはじめ関係機関や地域、企業がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことが重要である。

そのため、町民・地域・企業の自主的な活動を促進するとともに、効果的な取り組みを推進するために連携・交流を強化し、地域社会づくりのための推進体制の充実を図る。

(3) 国・県・近隣自治体との連携

総合的かつ、効果的な計画の推進を図るために、国・県・近隣自治体との連携を図るとともに社会情勢の変化及び、国・県の政策・施策の変更により、施策の変更・修正が必要な場合は必要に応じて本計画の見直しを実施する。

2 それぞれの役割

(1) 個人の役割

- ①「自分の健康は自分で守る」「家族・友人等のためにも健康を守る」という観点から、健康管理に関心を持ち、正しい知識を身につけ、積極的に実践する。
- ②自分の住んでいる地域に関心を深め、地域活動への参加や健康づくりを支援するための行政施策の実施にむけて協働する。

(2) 家庭の役割

- ①お互いが自身の健康管理をすすめながら、望ましい生活習慣・食習慣を身につけるよう声をかけ合い家族全体で健康づくりを実践する。
- ②家族団欒やコミュニケーションを通じて、心身の安らぎの場となるような、家庭環境をつくる。

(3) 地域の役割

- ①地域は日常生活の基盤であり、特に乳幼児、主婦、高齢者等は地域社会と過ごす時間が長くなっている。そのため、地域全体で乳幼児から高齢者までが健康に暮らせるための健康づくりを支援する。
- ②自治会、各種団体等は、地域の人が身近に参加できる場所であり、健康に関する情報の共有や交換等を通じて、相互支援を行う。
- ③老人会、サークル、各種健康づくりの団体が、互いに連携・協力を行い、地域の特色を活かした健康づくり活動を推進する。

(4) 企業・職場の役割

- ①健康づくりの意識を啓発し、従業員の心身の健康づくりにむけた取り組みを支援する体制を整える。
- ②地域社会の一員として地域への関心を深め、地域活動への参加や健康づくりの活動の場や機会を地域住民へ提供する。また、地域と協働して健康づくり活動を推進する。

(5) 幼稚園・保育所・学校の役割

- ①幼稚園・保育所・学校に通う子どもたちは、多くの時間を園・保育所・学校で過ごすため、子どもの成長・発達等に大きな関わりがある。そのため、子どもが健康に関心を持ち、自ら健康管理に取り組む姿勢がもてるような支援を行う。
- ②家庭・地域・行政と連携をとりながら、望ましい生活習慣・食習慣、心身の健康に関する教育を積極的に取り入れる。

(6) 医療機関の役割

- ①専門的な立場から、町民・家庭・地域・学校・職域・行政への健康づくりのための活動への積極的な取り組みや支援を行う。
- ②医療の提供に加え、生活習慣病等の健康づくりに関する情報提供を行う。

(7) 行政の役割

- ①ヘルスプロモーションに基づいた健康づくりを推進し、町民が積極的に健康づくりに取り組める支援と環境づくりを進める。
- ②関係部署・職域・地域などと連携を図り、健康づくりに関する知識の普及啓発、健康づくりに関する情報提供、住民参加の促進、地区組織活動の活性化等に取り組む。
- ③本計画を広く町民へ浸透させ、実効性のある施策を展開する。

3 計画の点検・評価

本計画を実効性のあるものとして実施するため、PDCAサイクルを活用し、定期的な評価・検証とともに、課題や各分野での取り組み(施策・事業)などの追加・見直し等を保健センターにて行う。また、必要時には「健康づくり推進協議会」にて、情報・課題の共有や新たなニーズの把握等、計画の進行管理と評価・検証を実施する。

